

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	林道事業（過疎山村地域代行林道事業）					
地区名	すぎだいらたしるせん 杉平田代線					
事業箇所	しんしろしつくてたしる 新城市作手田代 他 地内					
事業のあらまし	<p>本路線は新城市の北西部に位置し、林道和田田代線と県道作手清岳新城線を結ぶ計画延長2,400m、利用区域面積109haを有する林道である。</p> <p>三河地域のなかで豊富な森林資源を有する当地域において、森林の適切な管理・保全と森林資源の活用のため、林内路網の整備が必要とされてきた。</p> <p>本事業は、経済的かつ効率的な森林整備を可能にすることにより、水源かん養等の森林の有する公益的機能や林業生産性の向上を図るための、林内路網の幹線となる林道を開設するものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 森林整備の効率化 林道を開設することにより、間伐等の森林整備を1年当たり利用区域面積（109ha）の1%を実施する。</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する） —</p>					
事業費	事業費		内訳			
	2.5億円		■工事費 2.5億円、 □用補費 億円、 □その他 億円			
事業期間	採択予定年度	2022年度	着工予定年度	2023年度	完成予定年度	2028年度
事業内容	延長2,400m、幅員4.0m					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>当路線の利用区域内には人工林が広がっているが、林内へのアクセスする路網が未整備である。この地域の森林整備の推進と将来における森林資源の活用のため、路網の整備が必要である。</p> <p>評価にあたり「林野公共事業における事業評価マニュアル（令和4年4月）」に基づき算出したB/Cは1.3となり、1.0を超えている。</p>				
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】 森林の持つ公益的機能を発揮させるための森林整備の実施及び木材搬出のために、路網の整備が必要である。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">←————→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林道開設工事</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">←————→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">2.0</td> <td>0.5</td> <td>2.5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									2023	2024	2025	2026	2027	2028	合計	工種区分	調査・設計	←————→								林道開設工事	←————→								事業費（億円）		2.0					0.5	2.5	
			2023	2024	2025	2026	2027	2028	合計																																					
	工種区分	調査・設計	←————→																																											
		林道開設工事	←————→																																											
事業費（億円）		2.0					0.5	2.5																																						
2) 地元の合意形成	森林整備の実施及び木材生産のための路網の整備について地域から要望があり、合意形成が図られている。																																													
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																												
	【理由】	地域の合意形成が図られており、実効性が期待できる。																																												
Ⅲ 対応方針																																														
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																													
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容																																														
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後 5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 間伐等の森林整備の状況から事業効果を確認する。																																														